

医療機関における個人情報保護法への対応チェックリスト

1. 個人情報保護推進委員会の設置

院長・施設長または幹部職員を個人情報管理者とします。

複数施設を有する法人では、理事長または幹部職員を個人情報管理者とし、各施設の院長・施設長または幹部職員を個人情報管理担当者とし、各施設から委員を選任し、委員会を設置します。

各部署から委員を選任し、委員会を設置します。

以下、委員会を中心に作業を進めます。

2. 諸規定および計画策定

資料：「個人情報保護方針」

「個人情報保護規定」

「診療情報の提供および個人情報の保護に関するおしらせ」

「別表：通常の業務で想定される個人情報の利用目的」

を参考にしてください。

個人情報保護方針策定

個人情報保護管理規定策定

個人情報の利用目的の確認

個人情報保護計画策定

個人情報保護監査規定策定

就業規則等既存の諸規定との整合性の確認

3. 掲示ポスター作成、ホームページへの掲載

資料：「個人情報保護方針」

「診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ」

「別表：通常の業務で想定される個人情報の利用目的」

を参考にしてください。

4. 職員の教育

掲示内容をよく理解出来るよう説明してください。

資料：「個人情報保護法Q & A」

「個人情報保護規定」

を利用してください

5. 職員・業務委託業者への誓約書作成
法施行前に作成する必要があります。
資料：「個人情報保護に関する誓約書」職員用・業者用
を参照してください。
6. 相談・苦情窓口の設置
窓口対応者への教育が必要です。
電話による問い合わせ対応、苦情処理方法等のマニュアル作成が必要
になります。
7. 診療情報開示に関する規定との関連付け
既に診療情報開示については規定されていると思われませんが、
個人情報保護の規定と関連付けを行ってください。
8. 院内にある個人情報の洗い出しと整理
定期的に洗い出しを行い、「個人情報台帳」として整理しておくこと
が効果的です。
9. 委員会への報告
診療情報開示窓口、相談・苦情窓口によせられた開示請求、苦情処理
等を漏れなく委員会に報告し、対応方法の妥当性・改善点等を協議す
る必要があります。
10. 規定・手順等の見直し等
必要に応じて、委員会において個人情報規定・開示の方法・マニユア
ル等の見直しを行う必要があります。